

# 名古屋外国語大学大学院論文博士審査内規

## (目的)

第1条 名古屋外国語大学学位規程第4条第2に基づく博士の学位（以下「論文博士」という。）の審査については、この内規の定めるところによる。

## (申請資格)

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士後期課程を満期退学した者
- 二 前項と同等以上の学識を有すると認められる者

## (授与する学位)

第3条 授与する学位は博士とし、付与する専攻分野は、次の各号に定めるところによる。

- 一 英語学・英語教育学分野 博士（英語学・英語教育学）
- 二 日本語学・日本語教育学分野 博士（日本語学・日本語教育学）
- 三 グローバルコミュニケーション分野 博士（国際文化）

## (申請手続)

第4条 論文博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類に学位審査手数料を添え、研究科長に提出するものとする。

- |                       |   |   |      |
|-----------------------|---|---|------|
| 一 博士学位論文審査申請書（本学所定用紙） | 1 | 通 |      |
| 二 論文目録（本学所定様式）        | 3 | 通 |      |
| 三 履歴書（本学所定様式）         | 3 | 通 |      |
| 四 論文                  | 3 | 通 |      |
| 五 論文の要旨（本学所定様式）       | 3 | 通 |      |
| 六 副論文・参考論文・資料（ある場合のみ） | 3 | 通 | （原則） |

## (受理審査)

第5条 論文博士学位の申請を受けた研究科長は、受理審査委員会を設け、受理の可否について審査するものとする。

- 2 受理審査委員会は、研究科長が指名する本研究科大学院担当教員若干名により構成する。
- 3 受理審査委員会は、学位論文申請者の資格並びに学力の確認について審査を行う。
- 4 第2条第二号における同等以上の学識を有すると認められる申請資格については、次の各号の一に該当するものとする。
  - 一 博士前期課程（修士課程を含む。）修了後、3年以上の研究歴を有する者
  - 二 大学卒業後、5年以上の研究歴を有する者
  - 三 前号と同等以上の研究歴を有すると認められる者
- 5 第3項の学力の確認は、専攻科目及び関連科目並びに外国語について口頭又は筆記の試問により行う。
- 6 次の各号の一に該当する者は、前号の試問（専攻科目及び関連科目並びに外国語）の全部又は一部を免除することができる。
  - 一 博士後期課程を満期退学した者
  - 二 修士の学位を有する者
  - 三 経歴、業績等により学力の確認を行い得ると認められる者
- 7 受理審査委員会は、第4条に定める書類を受け付けた日から3ヶ月以内に審査を終了し、審査結果を研究科会議に報告するものとする。
- 8 研究科会議は、受理審査委員会の報告に基づき、学位授与申請受理の可否を決定する。

## (学位審査委員会)

第6条 論文博士の学位申請を受理した者の論文に関する学位審査委員会は、次の各号の教員を含む3名以上の教員を選出して組織する。

- 一 本研究科大学院担当教員のうち、論文の内容と密接な関係をもつ分野を専攻する教員
- 二 本研究科大学院担当教員のうち、論文の内容と関係をもつ分野を専攻する教員
- 2 研究科会議が必要と認めるときは、前項にかかわらず、本研究科大学院担当以外の本学教員及び学外適任者を審査委員に入れることができる。

3 学位審査委員会の運営のため、主査を置き、第1項第一号の教員の互選により決定する。

(論文の審査及び試験)

第7条 学位審査委員会は、論文の審査及び試験を行う。審査は論文を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科会議の議を経て、審査期間を延長することができる。

2 試験は、論文の審査が終わった後に筆記又は口頭により行い、論文の内容及びこれに関連する学識並びに研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力について審査するものとする。

(学位審査の報告)

第8条 学位審査委員会は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、次の各号の書類(本大学院が定める様式)により、研究科会議に報告するものとする。

- 一 博士学位審査結果報告
- 二 論文内容の要旨及びその審査結果(4,000字以内)
- 三 試験の内容及びその結果

2 研究科会議は、学位審査委員会の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審議決定する。

3 学位審査の議決は、研究科会議構成員(海外旅行中及び休職中の者は除く。)の3分の2以上の出席の会議で行い、合否の決定は、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

この内規は、平成16年12月6日から施行する。

この改正は、2015年4月1日から施行する。(第6条関係)

附 則

1 この改正は、2020年4月1日から施行する。(第3条関係)

2 改正後の第3条第1項第3号の付与する専攻分野は、2020年度入学者から適用し、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。